

啓蒙期の道徳哲学にたいするアダム・スミスの寄与

モラル・サイコロジーにもとづく徳倫理の諸分類について

上野大樹(一橋大学)

倫理学においてカント的義務論の問題点としてしばしば挙げられるのは、道徳的正しさについての理論と行為者の動機づけとが分離してしまい、仮に普遍化可能性のテストなどを通じて万人が正しいと考える行為規則が導出されたとしても、人びとが実際にはそうした規範に従って行為しようとする可能性ない蓋然性が生じるという点である。むしろ行為規範の普遍性はその抽象性を帰結し、経験的には、こうした規範の性格が動機づけの強さと逆相関するという恐れさえある。政治哲学においても、J.ロールズ正義論の原初状態にはらまれる「負荷なき自己」のリベラルな前提は、同様に動機づけの脆弱性という観点から批判されることがある。義務論的リベラリズムへのこの種の批判に対しては、I.カントに則してもいくつかの応答が可能ではある。道徳法則それ自身が行為者に対して法則への尊敬のアプリオリな感情を引き起こし、それに従うように導く力があるといった説明を強調することもできるし、また政治哲学・歴史哲学においては、実践理性の指令よりも自己利益を優先してしまいがちな現実の人間を前提にしても、疑似目的論的な歴史の過程のなかで市民的体制が確立され、さらには適法性に還元されない道徳性の実現が遠望されるというカントのヴィジョンを見出すこともできよう。さらには、R.ラウデンやO.オニールのように、規則倫理に還元しえないカント実践哲学の徳倫理的・格率倫理的側面を強調する解釈も存在するが、しかしいずれも複数のアポリアを抱えており、その解決は容易でないように思われる。¹

本発表では、こうした視角からみた場合に、正しさの規範とその規範に従うべく行為者が動機づけられる機軸の解明とを切り離さずにモラル・サイコロジーを展開したという点でメリットを有する、スコットランド啓蒙の道徳哲学を論じる。特に、D.ヒュームに深く影響を受けつつその社会的人間本性論と徳倫理学を発展させた A.スミスの議論に焦点を当てる。自ら立法した道徳法則に従うというカント的な自律の理念に対応して、ヒュームとスミスも、道徳的な認識や判断における主体の関与を重視する。善や正義といった道徳的価値は、主観の認識・判断とは無関係に客観世界に独立して存在しているのではなく、むしろ道徳判断が価値の成立にとって構成的であることが強調される。その上で、判断する主体の偶有的な特性や判断対象との特殊な関係性が価値判断にバイアスをもたらしてしまう危険性を縮減するための機制として、判定者を一般化・不偏化するという道徳判断における性向が主題化される。このように、道徳的価値を(数学的真理のような)客観世界に自足する実在とはみなさず、主観が対象のある性質を判断する際に創発(supervene)してくる関係的属性ととらえる点、また主観的判断の不規則性や偏差を匡す主体の側の機制に着目する点で、こうしたスコットランド哲学は現代の価値論における FA 理論と多くを共有しているといえるだろう。²

本発表者は、スミスの道徳哲学・倫理学が、スミス研究者の多くが考えるよりもはるかに強くヒューム哲学の影響下にあると考える

が(スミス自身による自己プレゼンテーションを鵜呑みにすべきではない)、その点を確認したうえで、スミスがヒュームの道徳理論から自らをどのように差別化しようと試みたかにも留意が必要である。この点の究明は、反客観主義的かつ反合理主義的な道徳の認識・判断論の展開を、ヒュームを一つの起点としながら跡づける作業として有意義であり、また T.リードや D.スチュアートらのコモンセンス哲学がどのような問題圏のなかから出現してきたのかを理解し、その特性を単なる価値実在論・客観主義への回帰に還元しないためにも、必要な予備的考察となろう。

ヒュームと比較したとき、スミスが特に重視するのは次の点である。人間は判断主体＝観察者(spectator)として他人の振る舞いに共感し道徳判断を下すのみならず、他者も同じように自分に目を向け判断しているという意味で自己は判断の客体でもあるという自覚にいたること(主客の反転)、それゆえ人は、観客としての他者からの道徳判断を参照しながら自らの振る舞いを調整する行為者(actor)でもあるという、自己の二重化である。本発表でとりわけ着目したいのは、こうした道徳的人間本性論が明らかにする、観察者としての道徳主体と(観察されていることを自ら意識する)行為者としての道徳主体という二側面に対応させる形で、スミスが伝統的な徳理論を再構成している点である。観察者としての徳・資質を卓越させるならば、それは人間愛(humanity)を中心とする「友愛的徳」(amiable virtues)に秀でた存在となるであろうし、他方で行為者としての徳・資質としては、自己規制(self-command)の能力をここに位置づけることができるだろう。

後者の「立派で品格ある徳」(respectable virtues)としては、たとえば伝統社会にあっては、戦場のような場面で通常では考えられないような自己規制力を発揮して恐怖の感情を克服し、英雄的な勇気(courage)をしめしたり市民としての尊厳(dignity)を保持したりする場面が想起される。その一方、商業社会としての文明社会で求められるのは、「普通の程度の道徳」を守るために必要な、誰しもが容易に習得できる自己規律の能力がもたらさる。市場における倫理は、見知らぬ人びと(strangers)によって是認されるようにフェア・プレーと正義の法を遵守することに主に限定され、慈善や仁愛は不可欠の徳ではない。³スミスによれば、正義の内実とは他人の生命と私的財産を侵害せず、交換取引において不正を行わないといった消極的徳にとどまり、それはいわば何もしないで椅子に座っているだけでも達成されるような低水準の適宜性(propriety)である。しかし他方で、見知らぬ人びとの社会(assembly of strangers)である市場経済を離れて考えるならば、文明化は同時に、見知らぬ他者とも親密な会話や社交、心の交流(commerce)を交わすことができるという、かつてない潜在的可能性を開く歴史的な過程でもあるかもしれない。ヒュームほどではないにせよ、スミスも商業文明の両義的なヴィジョンを表明し、誰しもが学校教育で規律訓練される程度の自己規制能力と、所有の相互尊重を命じる正義の感覚のみを基盤とした市場社会を描きだす一方で、逆に友愛的な徳が(主に文芸的公共圏での)人格的なコミュニケーションのなかで涵養されるような文明社会の可能性についても論及しているのである。

主観の道徳的認識や判断にもとづく客観的徳論のこうした再構成に注目することで同時に見えてくるのは、義務論的規則倫理か徳倫理かという二分法では、啓蒙期の道徳哲学の本質を十分にとらえられないのではないかという疑念である。

¹ こうした方向での近年の有力なカント解釈として、市民的体制の確立(共和主義化)と思考様式との相関性に着目する、斎藤拓也『カントにおける倫理と政治』(晃洋書房、2019年)。

² Cf. G.Schönlich, "Kant's Theory of Dignity: A Fitting-Attitude Analysis of a Value" (未刊)、加藤泰史「カントと価値の問題」『現代カント研究 13』。

³ 柘植尚則『経済倫理学』(弘文堂、2014年)、189-190頁。